

第4 計画推進のための基本的事項

1 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちをめざす」という理念のもと、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供をはじめとするさまざまな支援を行います。

2 計画の基本方向

障がい者基本計画では、障がいのある人に対する施策の基本的な方向として、基本的人権の尊重を根底に置き、「地域生活支援体制の充実」「自立と社会参加の促進」「バリアフリー社会の実現」の3つを掲げています。

障がい福祉計画では、この基本的な方向を踏まえ、地域全体で障がいのある人の生活を支えていくため、次の3つを基本方向に施策の推進を図ります。

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの意思で住みたい場所を選び、自立し社会参加することができるよう、相談支援体制をはじめ、障がい福祉サービスなどの充実を図ります。

(2) 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない制度の一元化のもとで、障がい福祉サービスの実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービスの充実に努めます。

(3) 包括的な支援体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立をめざします。

